別表六の二(三十一)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(三十)付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(二十六)付表「10」の合計）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉚」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉖」）」に改め、同表の記載要領第１号中「(次号において「令和３年旧震災特例法」という。)第25条の２第２項若しくは第３項」を「第25条の２第３項」に、「第25条の２の２第２項若しくは第３項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の２の３第２項若しくは第３項」を「第25条の２の２第３項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の２の３第３項」に改め、同第11号中「「取得価額の合計額（別表六の二(三十)付表「10」の合計）(3)」」を「「取得価額の合計額（別表六の二(二十六)付表「10」の合計）(3)」」に改め、「平成31年４月１日から令和３年３月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした令和３年旧震災特例法第25条の２第４項第１号ハ及びヘに掲げる減価償却資産、令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に取得又は建設をした同号チに掲げる減価償却資産並びに」を削り、同表を別表六の二(三十六)とする。

別表六の二(三十)付表の記載要領第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第２項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の２第２項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の２の３第２項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、「企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは」を「企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改め、同表を別表六の二(三十六)付表とする。

別表六の二(三十一)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉛」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉗」）」に改め、同表を別表六の二(三十七)とする。

別表七㈠の記載要領第11号㈣を同号㈤とし、同号㈢中「(4)に」を「(5)に」に改め、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡を同号㈢とし、同号㈠を同号㈡とし、同号に㈠として次のように加える。

(1)　租税特別措置法第66条の11の５第２項（銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構